

# 第 237 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 237 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 24 年 10 月 30 日（火）17：00～18：09

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 国立新美術館管理・運營業務（（独）国立美術館）
- 電子商取引モニタリング事業（消費者庁）

2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、古笛専門委員、小松専門委員

（（独）国立美術館）

国立新美術館 水野庶務課長、東谷係長

（消費者庁）

取引対策課 山下課長、岸本課長補佐、中村政策企画専門官  
板東課長補佐、島津主査

（事務局）

中田参事官、古矢参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第237回入札管理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人国立美術館の「国立新美術館管理・運営業務」の実施要項(案)、消費者庁の「電子商取引モニタリング事業」の実施要項(案)についての審議を行います。

初めに、独立行政法人国立美術館の「国立新美術館管理・運営業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人国立美術館国立新美術館水野庶務課長様に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等につきまして御説明をお願いしたいと思います。

15分程度でお願いいたします。

○水野庶務課長 国立新美術館庶務課長の水野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

国立新美術館の管理・運営業務に関しましてパブリックコメントを行ったところ、出された意見につきましては全部で10件ございました。

内容については、2社からいただきました。1～3番までが一つの業者、それ以降7つのコメントについて別の業者という内訳になっております。

お手元に資料がありますけれども、資料A-2というものがございます。こちらのうち、番号でいきますと1番と7番の御意見につきましては、内容的に同様なものであったということがございます。一つ一つの御意見につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、1番目の御意見ですけれども、仕様書の4ページの3-2の「業務概要」についてということでの御質問です。

統括管理業務というのが、ファシリティーマネジャーの資格を全員が保有となっているが、1名が保有していればいいのではないかという御意見がありました。

これに関しましては、ファシリティーマネジャーというのは、みずから各種業務を遂行するものではなくて、各業務の専門家とか技術者の力を十分に活用・管理して、必要に応じて美術館に適切な施設管理を提案するものということがございます。

その中で、建築設備維持管理業務においても、ファシリティーマネジャーの資格を有している者を1名以上配置することを条件としていることが別途ございます。こういったことを考えますと、統括管理業務のファシリティーマネジャーの資格を全員が保有している必要はないのではないかと考えられますので、こちらについては1名以上という形に改めさせていただきます。

仕様書の4ページ、9ページ、要項の9ページがそれに該当する部分でございます。

2つ目の御質問ですけれども、仕様書(案)の8ページ～9ページにございました業務要員の届け出資格等、防災センターにおいて、消防設備の監視や操作等に従事する場合は、都条例に基づいて防災センター講習を受けることが義務づけられているの

ではないか。そのため、業務従事者全員が防災センター要員講習修了者の必要があるのではないかと御指摘いただきました。

これについては、御意見のとおり、都の条例に規定されているように、全員そういった資格を持っているということに改めさせていただきたいと思っております。

その関係の修正箇所ですけれども、仕様書の8ページ、要項の9ページにございます。

3番目ですけれども、仕様書(案)の11ページにあります警備等の届出資格等、警備業務経験2年以上及び必要資格を満たしている場合でも、勤続2年以上という条件は、責任者を除く全警備員に課せられるのでしょうかということでございます。他社による経験でも、業務上支障がないと考えるがいかななものかという御意見でございました。

これに関しても、警備業務については他社の勤続経験を加算しても差し支えないと判断いたしまして、仕様書(案)の該当箇所については誤解のないような修正をさせていただきます。

仕様書の11ページに該当する部分でございます。

続きまして4つ目、ここから別の業者になりますけれども、同じく実施要項(案)のほうになります。ページでいきますと4ページ、5ページに当たります、モニタリングの実施に関してでございます。現状の施設管理の品質等に対する国立新美術館のモニタリング評価の結果を開示してほしいという御意見でございました。

これについては、内容が非常に詳細であることと、それぞれの御質問に対応していったほうがいだろうと判断いたしまして、入札説明会、現場説明会のほうで細かに対応させていただきたいと考えております。

5つ目、実施要項(案)の12ページに該当する部分ですけれども、本件業務に関する従来の実施状況に関する情報を開示してほしいという御意見でございました。現状の施設管理上の問題点や課題について開示してほしい。①～⑤にありますような業務内容についての、各業務ごとの開示をお願いしたいということでございます。

これに関しましては、各業務とも今のところ特段の問題や課題はないということが、こちらのほうの状況でございます。ただし、仕様書1ページの「総則」のところにも掲げさせていただいておりますように、仕様書に示す要求水準というのは、美術館が求める最低限の要求水準ということもあります。本仕様を上回る水準が確保できる場合は、業者からの提案を制限するものではないということ、仕様書に示す要求水準と同程度の水準を確保できる場合には、コストの削減等、効率的な業務実施のために本仕様と異なる方法を採用することも可能であるということ等をうたっておりますので、これらを踏まえて御提案いただきたいという形で対応させていただきたいと思っております。

関係箇所については要項の12ページ、仕様書の1ページに、今、お話ししたことが

書かれております。

6つ目の実施要項の10ページに該当する部分ですけれども、民間競争にかかわる日程の関係でございます。契約の締結から業務の引き継ぎに関してですけれども、施設の規模・業務内容を考慮して、2月下旬に契約の締結、業務の引き継ぎをしていただけないかという御意見でございました。

これに関してですけれども、落札の予定者が決まるころなのですが、警察庁のほうに暴力団排除条項該当性の有無について意見を伺うという必要がございます、これに必要な日数としては20日程度を見込んでおります。そのため、落札業者の決定から契約までの間にこういった期間をとらなければいけないということがあります。ただし、できるだけ早い段階で契約の締結及び業務の引き継ぎができるような手続を進めさせていただきたいと思っておりますので、要項上の10ページにあります3月上旬の契約の締結、引継ぎ等に関しましては、できるだけ早く進めさせていただきたいと考えております。

7つ目の項目ですけれども、仕様書（案）の4ページにあります「業務概要」ですが、先ほど1の番号のところで説明させていただいたものとほとんど同様なものでございます。

改めて御説明しますと、統括管理業務におけるファシリティーマネジャーについては1名以上、建築設備維持管理業務のほうでも1名以上ということにさせていただいておりますので、それぞれで1名以上、合計で最低2名以上、必要だということ結論づけさせていただきたいと思っております。ただし、今この2名が同一人物で兼務ということは不可とさせていただきたいと考えています。

関係箇所については、仕様書の4ページ、9ページ、要項の9ページに該当いたします。

8番目、仕様書の5ページに該当する「業務日及び業務時間」に関する御意見でございます。勤務時間中、業務を統括する者を1名常駐させて、効率的な管理体制のもと責任を負うこととあるということですが、ここでいう統括する者は統括管理業務スタッフではなくて、建築設備維持管理業務スタッフの責任者または代理者と理解してよろしいでしょうかという御意見でございました。

これについては、御質問のとおりということで回答させていただきたいと思っております。

9番目、仕様書（案）の13ページにあります「運営支援業務」のところですが、統括責任者及び受付業務の関係の文言の解釈の問題でございます。4ページにありました統括管理業務があるので、業務内容をもう少しわかりやすくする必要があるので、この運営支援業務については、本業務内の統括責任者の表現を業務責任者という形に改めていただきたいと思いますという御意見でございました。

これについては、こちらとしては特に支障がないので、御意見のとおり、統括責任者という形ではなくて、業務責任者という形に改めさせていただきたいと考えており

ます。

関係の箇所は要項の6ページ、仕様書の13ページ、15ページ、様式集の13ページ、26ページに該当する部分でございます。

最後、既存業務の関連資料に関してですけれども、これの2ページにあります。従来の実施に要した経費についてですが、各業務内容ごとの内訳項目及び金額と、各設備機器メーカー名と仕様書を開示してほしいという御意見でございました。

これについても、内容的に詳細なこともありますので、適宜、御質問にお答えするという趣旨で入札説明会、現場説明会のほうで細かく対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

関係箇所については、それぞれ仕様書、要項等につきまして、変更箇所ということで黄色のマーカでつけさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

それから、ちょっとこちらのほうで誤記入等がございまして、仕様書の8ページですけれども、公募展示室の冬場の湿度の数字が50%となっていたのですけれども、これについては、正確には55%ということですので、青地のマーカで55%という形で修正させていただいております。

もう1カ所だけあります。様式集の28ページの運営支援業務の中の別館の看視業務という形で書かれていたものですが、こちらのほうは間違っておりまして、アンケートの収集業務ということで修正をさせていただきたいと思っております。こちらについても青でマーカをしてありますので、御確認をいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。

確認でございますけれども、資料A-2のパブリックコメント5番の回答の話でございますが、実施要項（案）12ページの本件業務における実施状況の開示についてということで、一応関係施設について、特段の問題点や課題点はないと。要は、今回の場合ですと、オープンしたのは平成19年ということで比較的新しいということもあって、よくあるのは、不意打ちではありませんけれども設備を管理したらもともと古くて、古いから管理し切れなくて、例えば、温度調整がうまくいかないとかいったことが結構出てきたのですが、施設も新しいということで、基本的に設備関係で指摘されるような課題はないだろうという理解でよろしいわけですか。

あと警備とかの関係でも、例えば特にこの場所が不審人物が多いとか少ないとか、要するに、今、管理されている方たちからそういうような話も特にないということ

ございますか。

○水野庶務課長 はい。現場のほうからもそういうことは今のところはございません。

○稲生主査 わかりました。そういう意味で特段、問題点や課題はない。淡々と仕様を達成いただければよろしいという理解でよろしゅうございますね。

○水野庶務課長 はい。そうです。

○稲生主査 それから、6番のところ、ちょっと時期がタイトで引き継ぎとかそこから辺を本来はもうちょっと早目にしてほしいという真っ当な御意見かなと思っておったのですけれども、この中で20日程度の期間をかけて意見聴取を行う、とあるのですが、20日かかるというのは対象が非常に微妙な暴力団の関係というのもありまして、そうすると、警察のほうの手續とか、こういうものを踏まえるとどうしてもやはり3週間かかるのが一般的だということになるわけですね。

○水野庶務課長 はい。そういうふうに伺いました。

○稲生主査 わかりました。だからこの辺は仕方がなくて、早く終わればさっさと引き継ぎもしますという趣旨でよろしいですね。

○水野庶務課長 はい。そういうことです。

○小松専門委員 その辺は法的なことがあるのだと思うのですけれども、例えば、特約事項みたいなものをつけて、先に契約はするのだけれども、もしその暴力団指定の回答があった場合は解約するみたいな、そういう条件付きの契約というのはいかなるのですか。ちょっとその辺は法律がどうなっているか、私はわからないのですけれども、よく契約を急ぐ場合に、時間がかかりそうなものは置いておいて、その結果によっては解除しますという条件付きの契約をするというの、民間ではよくあると思うのですけれども、そういうことは考えないということでしょうか。

○水野庶務課長 ちょっとそこまでは考えてはいないのですけれども。

○小松専門委員 というのは、業者側にすれば早く契約してもらったほうがありがたいし、やましいところがなければ、多分どうせ答えは白に決まっていると自分では思っているのに、そこで待たされるというのは、いらいらするというか、そんな感じがするのです。ですから、逆に言えば、そこをくんで先に仮契約的に契約を結んで、もし何かあったらこの契約は無効にするというような手続は取れないのかなとちょっと思ったのですが、これは私は素人なので、法律的にそこは難しいということであれば、別にそれで構わないと思います。

○東谷係長 ちょっとその点につきましては、そういうことが果たして可能なのかどうかというのは、事務局の方と御相談の上、決めたいと思います。

○稲生主査 このほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、国立新美術館管理・運営業務の実施要項（案）についての審議はひとまずこれまでとさせていただきます。

事務局さんから、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 今の20日間程度というところの、特約をつけて先に契約ができないかというところに関しまして、ちょっと検討させていただきまして、メール等で御連絡はさせていただきます。基本的には今回のパブリックコメントの内容でよろしいですかね。こちらでホームページ等で公表させていただこうと思っておりますので、その後、本委員会で審議をかけさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

また、国立美術館様におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（国立美術館退室、消費者庁入室）

○稲生主査 続きまして、消費者庁の「電子商取引モニタリング事業」の実施要項（案）につきまして、審議を行いたいと存じます。

本日は、消費者庁取引対策課山下課長様に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと存じます。15分程度でお願いいたします。

○山下課長 それでは、よろしくお願いいたします。今、御紹介にありました消費者庁の取引対策課長の山下と申します。

お手元の資料、実施要項（案）に沿って御説明させていただきます。

まずは、本事業の概要につきまして、23ページの別紙1以下に従って説明いたします。

本事業は、特商法に規制されるインターネット通信販売などをめぐる消費者トラブルに資するために、2001（平成13）年度から開始しておる事業でございます。

事業の内訳としましては、次の24ページをごらんいただけますでしょうか。その（1）E-mail広告に関する調査と25ページの（2）インターネット等における広告等の調査、この大きく2つの調査に分かれておるものでございます。



まず、24ページのE-mail広告に関する調査の概要ですが、一般消費者からの情報提供のあった特商法違反のメール、あと委託先に設置してあるモニター機のメールを収集いたしまして、委託先で特商法違反の調査、分析を行います。その調査結果を消費者庁に報告いただく、こういった事業になっております。

消費者庁では、その調査結果をもとに特商法の違反事業者に対しまして警告メールを送付して改善指導をする。あるいは、サイトのサーバーを管理する、いわゆるISP（プロバイダー）に対しまして事業者の特商法違反に関する情報提供をいたしまして、利用停止等の措置をするように要請を行っておるところでございます。

さらに、不当請求につながる悪質な事案がありましたら、これにつきましては、金融庁に対しまして違法サイトに記載されている口座情報などを通知いたします。それで不正な預金口座の凍結等を実施するために御活用いただいているということになっております。

また、海外から発信された違法メールもそこそこございまして、国別で見ますと一番中国が多うございしますが、この中国に対しまして、中国インターネット協会というところに情報提供を行っております。

なお、（1）E-mail広告に関する調査につきましては、ちょっと飛んで申し訳ないのですが、33ページの別紙4にあります迷惑メール追放支援システムを利用しております。これにつきましてはちょっと御説明いたしますと、このシステムは消費者庁内のサーバーに設置されておるものでございます。ID、パスワードを入力しまして、委託先、消費者庁の取引対策課の担当職員がログインすることができるようになっております。また、このシステムの不具合、あるいは、問い合わせなど保守、管理経費につきましては、委託費で支出していただくことになっておるものでございます。

委託先におきましては、このシステムに委託先が収集した一般消費者からの情報提供メール、あるいは、先ほど申しましたモニター機が受信したメール、及び、その調査結果や警告メール、こういったものを入力いたします。そうしますと、消費者庁の取引対策課の担当者がシステム上で内容をチェックします。特商法違反が確認できれば、送信ボタンを押す。それによりまして、特商法の違反事業者などに警告メールが送付される仕組みになっておるものでございます。

ちょっと駆け足で申しわけありませんが、次にまた25ページにお戻りいただきまして、（2）インターネット等における広告等の調査についてです。

これは大きく3つの調査内容に分かれております。その3つの調査としては、左にございますインターネット通信販売、テレビ通信販売、インターネットオークションに関する調査の3つでございますが、それぞれにおきまして、委託先で特商法違反に該当するかどうか調査いたしまして、消費者庁にその結果を報告するという事業でございます。

消費者庁では、前のページの（1）の事業と同様にその調査結果をもとに特商法違

反の事業者などに警告メールの送付をしております、改善指導等を行っておりますのでございます。

(1)と(2)の違いですが、(1)の事業の調査対象、これは消費者からの情報提供メール、それとモニター機に受信したメールを端緒に、メールにURLとか添付されているわけですが、そこを開いてリンク先のサイト調査をする。こういった事業であるのに対しまして、(2)の事業につきましては、委託先で任意にサイトあるいはテレビ通販を抽出しまして、そのサイトあるいは画面あるいは消費者庁からの委託先に対しまして別途調査するように指示したサイトやテレビ通販の画面、こういったものが対象になっているものでございます。

また、過去の実施状況について、次の26ページの別紙2に従って簡単に御説明いたしますと、まず、1の過去の実施に要した経費についてですが、約1億2,000万円程度となっております。その内訳としましては、人件費が約7割の約8,000万円で、部屋代などの賃料やモニター機等の通信費等が約3,000万円、迷惑メール追放支援システムの保守・管理経費が約1,000万円となっております。

この調査に要する人員でございますが、常勤の職員が2名、あと非常勤の職員が19名程度となっております。常勤の職員はこの事業以外の業務と兼業で事業全体の調整等を行っております、非常勤の職員はこの事業に専業で携わっております。

これ以外にも再委託としまして、迷惑メール追放支援システムに不具合等があった場合の改修等の対応を行う問い合わせ窓口として、1名張りついております。

なお、本事業における平成25年度の予算要求額でございますが、これは既に消費者庁のホームページで公表していますが、前年度の1億2,000万円余に比べまして約7割程度の要求額、約8,700万円程度になっております。減っておるわけなのでございますが、それに伴いまして、また飛んで申しわけありません、8ページなのですけれども、本文の(3)確保されるべき公共サービスの質というところがございまして、予算要求減を反映した調査件数としております。

具体的には、そこの(一)E-mail広告に関する調査の中の(i)海外発(中国等)メールと(iv)再送信禁止義務違反調査、この2つは全数調査なわけですが、これ以外の調査につきましては、過去3年間の調査数の平均をまず出しまして、そこから予算要求比率である先ほどの70%を掛けた数字というふうにしております。

例えば、8ページ目の(ii)国内初(オプトイン)メール調査は6万件となっておりますが、これにつきましては、平成21年度、22年度、23年度の合計件数が25万7,000件程度になりますが、それを単純に3で割りまして平均すると8万5,000件程度になります。それに7掛けをしまして丸めた数字、6万件となっておりますのでございます。

事業内容の概要は以上のとおりでございますが、次に、平成24年度事業との主な相違点についてお話しさせていただきます。

本事業につきましては、従来、事業の専門性から大部分の調査員が消費生活アドバ

イザーといった有資格者であることを入札参加の必須の条件としておりました。しかしながら、この資格要件が障害となりまして、過去、入札説明会に参加はしたが、結局、入札には参加しなかったといった事業者さんもおりまして、事実として1者入札が続いております。

このため、今年6月に行政事業レビューの対象事業として本件が取り上げられまして、公開プロセスの場なのですけれども、指摘を受けたところでございます。その内容というのは、消費生活アドバイザー等の資格を持っている人員の必要性を精査してくれと。例えば、割合を2分の1以下まで緩和する等を含め、入札資格のあり方を検討すること、こういった御指摘をいただいております。

これへの対応を今回、この実施要項（案）に我々なりに反映したわけでございますが、3つございます。

52ページをおあげいただけますでしょうか。3つというのは、実は、1つが先ほど必須条件と申し上げましたが、それを必須ではない加点項目にするということですね。

2つ目は資格を有する調査員の人数要件も実はあったのですけれども、それも撤廃しました。

それから、あと有資格と言われる資格も、これまで我々が対象としていたのは、消費生活アドバイザーという資格が一つと消費生活専門相談員という資格が実は別途ございまして、この2つを対象としておったわけなのですけれども、新たにこの2つに加えまして、消費生活コンサルタントという資格がございまして。これに加え、さらにその資格で必ずしもなくても、同等の能力を有していらっしゃる方であれば、それも可能となっております。

この別紙11の表をごらんいただきますと、まず、③の業務従事者の経験・能力、これのアの2番目で、資格を有する調査員の人数要件を、表現上も内容的にも撤廃しております。それから、その4番目で、必須項目を加点項目にしまして、同時に有資格者とされる資格につきましても、今、申し上げた2つの資格、すなわち、消費生活アドバイザーと消費生活専門相談員、これに新たに消費生活コンサルタント及びこれらと同等の能力を有する者も加えると、こういったふうにしております。

我々としましては、こういったことによりまして、資格を理由とした障害はかなり緩和されて、1者入札が解消されるものと考えておるところでございます。

ほかの事業内容につきましては、本年度と同様になります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、もし監理委員会の御承認がいただければ、10ページでございますが、その5の（1）にございますように、12月下旬に入札公告をいたしまして、来年2月下旬に開札して、来年4月1日から事業開始を予定しておるところでございます。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。

○古笛専門委員 今のところを少し御確認させていただきたいのですけれども、業務従事者の経験・能力というところが一番気にはなっているのですけれども、よろしいでしょうか。

従来、委託先における人員ということで、常勤2名、非常勤18ないしは19名というところだったのですが、その皆さんについて資格、調査員について過去の実務経験というのを要求されているということでしょうか。

○板東課長補佐 24年度は14人以上の有資格者を要件としております。

19人中14名以上を要件としております。

○古笛専門委員 19人中14名以上が2年以上の経験をということになるのでしょうか。

○岸本課長補佐 2年以上ではなくて、相談員とアドバイザーの資格のどちらかを有する者が19名中14人以上必要ということです。

○古笛専門委員 ということですね。

2年以上の実務経験というのはこれは。

○板東課長補佐 従来はございませんでした。

○古笛専門委員 なかったということですか。

○稲生主査 緩和してそういう要件にしたということですね。

実質的には資格要件は加点項目だけになってしまって、いわゆる必須科目ではなくなっているという理解でいいわけですね。

○山下課長 実質も形式もまさにそのとおりになっています。

○古笛専門委員 そうですね。参加はしやすくなったのですけれども、結局加点のところ、やはり今までずっとやられていた方のほうがどうしても有利になるということはないのでしょうかね。

2年以上の御経験があるという方は、たくさん実務上、現場でいらっしゃるのでしょうか。

○岸本課長補佐 たくさんいますね。資格者の数でも、例えばアドバイザーとかは1万1,000人ほどいますし、コンサルタントも数千人、相談員も5,000人近くいるとか、資格を持っている人は非常にたくさんいるのですよ。

限定された人数の資格ということではないのですね。

○古笛専門委員 資格を持っている方はたくさんいるのだけれども、現にこういう形で従事していて、そしてその従事している人を18人、15人と、今年だと14人ですかね、集められるということが、それほどハードルは高くないということなのでしょうか。

○岸本課長補佐 そうですね。そう考えています。

○稲生主査 そう考えていくと、今までのハードルは、我々はむしろ資格保持者が少なく、それを20名弱集めるのがしんどいのかなという意識を先ほどまでは持ってい

たのですけれども、そうすると、ベースとなるような人たちは数千人ないしは1万人とか非常に可能性があるにもかかわらず、今まで1者応札であったと。ここら辺は結局、何が原因だったのでしょうか。つまり、平成22年とか平成23年、何で応札しなかったのか、いろいろ確認なさっていますね。それで先ほど事前説明でもお伺いしたのですけれども、その結果、資格の話もそうなのだけれども、あと何か事業規模がどうやら応札する立場からすると見合わないという話もいただいています、資格の件はよろしいのですね。

○古笛専門委員 結構です。

○稲生主査 そうすると、どうして今までハードルが高かったのかなというのがちょっと見えなくなってきました、ちなみにこの事業規模で、今回は予算の関係もあって7割ぐらいに圧縮はしているのですけれども、そうすると、2つの業務を今回、委託なさろうとしているわけですね。それで、一つが送られてきたメールをチェックするといった話と、あともう一つが通信販売の関係とか、そこら辺の確認があって、実はその2つ目の話をよく聞いてみると、メールの中身、特定商取法の関係といってもメールの部分と通販の部分は大きく業務が違うのではないかなと素人目には思えるのですね。例えば、そちらのほうが非常にハードルが高いとかいうことでもないのですか。

つまり、どの業務のどの部分が応募するほうからすると、今までハードルが高かったのかなというような分析はされておられますでしょうか。単に規模だけの話なのでしょうか。

済みません。専門家ではないので、なかなかぴしっと我々も説明ができないのですが、私が申し上げているのは、要は24ページの業務と25ページの業務を御発注なさっていると。それで、24ページはいわゆる迷惑メールとかに関することというのは何となく素人にも比較的わかりやすいのですけれども、25ページに書いてあったインターネット等における広告等の調査は、実態は委託先から任意で抽出をしまして、その通販の内容が例えばどうなのだとか、そういうことをやるわけですね。

○岸本課長補佐 そうです。

○稲生主査 だから、1番目の柱の業務とは、ちょっと異質な感じもしまして。

○岸本課長補佐 ただ、要は受け身でやるか、みずから積極的にやるかといった話は、そこは違うのですけれども、見ること自体は特商法上の表示義務違反があるかないかということ判断しますので、端緒という意味においては逆方向を向いているのですけれども、やっていること自体というのは余り変わらないのですよ。

要は、インターネット上の通販サイトとかそういったところに広告が出されていて、そこで特商法上の義務、事業者の氏名をきちんと明示していなければいけないとか、連絡先を書くとか、そういったチェックすべき事項については変わらないので、要は、自分で打って出て行ってその内容をチェックするか、情報提供をしてもらってそれについて内容を見るかというだけの違いなので、基本的にやっていること自体は同じな

のですよ。

○稲生主査 ただ、あえてへ理屈をいえば、情報提供してもらったほうについては、フィールドが限られている部分がありますので、データマイニングとかして、割とやりやすいのかなという気は、素人目には感じましたよ。

ただ、後者のほうは自分で見に行って、つまり、どこまで見るかという問題も恐らくあるかと思しますので、つまり、何が言いたいかというと、先ほど、事前説明で事務方から聞いていたのが、事業規模からして余り魅力がないというのを説明会を聞いてわかったので応札しなかったという事業者さんが何社かいたということなのですね。それが、お宅様が発注しようとなさっている内容が膨大という理由なのか、あるいは、逆に少なすぎて見合わないのかな。まず、それはどちらなのでしょう。

○板東課長補佐 過去、説明会に来て入札されなかったところをヒアリングしたことがあるのですが、要は、やはり説明会に来たところがちょっと小さいところが多くて、自分で集められずに、何か調査員とかを外注できないかどうか、つまり、丸投げですね。そのような形でできれば入札できたとかというふうには回答しております。

○稲生主査 基本的に丸投げは認めていないので、それは困るということになるわけですね。

そう考えていくと、なかなか20人近い人を、小さなITベンチャーみたいなのがいきなりそういう人員を非常勤とかで抱えて、専門的かと言われればやはり比較的専門的かなというふうに思っていますので、そういう人を抱えながら、事業に当たれるかどうかというところが、確かにちょっと心配な感じはしましたね。

確かに資格要件については大分ハードルを下げたというのはよくわかりました。ですから、そこら辺についてはいけそうかなと。加点については、ちょっと中身はまた後で議論しますけれども、そうすると、事業規模が実は応募しようと思っているインターネット関連の会社からすると、ちょっと荷が重いほど規模が大きいとか、要は、自分たちだけではなかなかできないような認識があるということですね。

そうすると、このモニタリング事業とインターネット等における広告等の調査を、今ではなくてもいいのですが、例えば2つに分けるとか、今回、結局、入札の結果を見ないとわからないのですけれども、そういったことというのはやはり難しいものなのでしょう。あるいは、E-mail広告に関する調査で、何か見つけるという業務がありましたね。これをさらに切り分けていくとか、もうちょっと小口にしていくことでハードルを下げていくというのは、やはりなかなか難しいもので、かえって非効率になるのでしょうか。済みませんけれども、教えてください。

○岸本課長補佐 もちろん今回は、具体的に何人そろえなければいけないとかそういった話は落としていますけれども、当然我々として想定する、予算とかの関係も含めて、大体幾らぐらいでやるものなのだろうなというのは、やはり考えているわけなの

ですよ。

基本的に、先ほど話に出ませんでしたでしたが、行政事業レビューの公開プロセスの場で、やはり人件費単価を下げるとか、そういった視点からも言われていますので、我々としては、今回のこの2つ目のインターネットにおける広告の調査とかは、ある程度、調査の規模を縮小してやることを想定しています。ですので、今6人くらいでやるものを大体3人くらいの規模でやるのかなと考えています。そうすると、多分、まとめて発注して固定費とか共通経費的な部分を一緒にやれたら安くなると思うのですけれども、分割発注することによってお金がかかるという観点からすると、やはりちょっと問題があるのかなと考えています。

○稲生主査 要は切り分けるとかえって非効率になるから、例えば、E-mail広告に関する調査にしても何にしても、余り小刻みにやるよりか、ある意味では同質的なものだけということは、まとめて発注したほうがいだろうということになるわけですね。

ただ、そこはどのようなだろうなというのが多少あるのは、今まで19名でやっていて、単純に言うと、7掛けになっていますから、14人くらいですね。ところが、14人の人を抱えた事業というのは、実は、必ずしも小さな事業ではなくて、結構やはりイメージとしては大き目のですよ。十何名の方を何年間かにわたって、結局、非常勤とはいっても専任でやっていただくということですね。だから、かけてみないとわからないのですが、資格要件でハードルを下げても、実は規模の面がむしろネックになっていたのではないかなという気がしないでもない。

ただ、そこについても、いろいろ御工夫があってこの7掛けにしたということで、規模をちょっと小さくして御発注なさろうというところでハードルを下げていくということは、確かに御努力としてはよくわかりましたけれども、大丈夫かなという感じはするのですけれどもね。

それから、7掛けにするということで、ざっくりした計算に基づいているというのはわかるのですけれども、要項(案)の8ページ、(3)の確保されるべき公共サービスの質のところ、E-mail広告に関する4事業と、インターネットの広告等の調査で1件と柱がありまして、それで、過去3年の平均掛ける7掛けという言い方をしているところが、(一)の(ii)オプトインのところとWebサイト調査、(二)のオークション等3事業調査ですね。この部分を7掛けにしているわけですね。

一方、全数についてはあくまでも全数なのですか。もちろん、全数というのは、何をもって全数と言うか、ちょっと難しいところではあるのですけれども、ここが読み手によっては、「えっ、全数ですか」というような、何か茫漠とした印象があって、でも全体の予算は7掛けになっているというのは、ちょっと違和感を感じたのですけれども、ここはどのようなのでしょうか。

○板東課長補佐 まず、(iv)の再送信禁止義務違反のところなのでも、これは、送る件数自体がそもそも少なく、28ページを見ていただくと、7,766件という

調査数ですので、全体に占める件数が少ないので、来たら全部やっていただこうと。

(i) 海外発(中国等)メール調査数なのですが、これは、件数自体は多いのですが、手間自体は単なる特商法の対象かどうかというものを分類する作業でして、それは(iii)のWebサイト調査とかの前処理になりますので、海外から迷惑メールが来たものについては特商法の対象かどうかを調べて、中国とか海外から見たメールは特商法上は対象外ですので除いている。余ったものについては全部やってください、単なる分類作業ですので、作業的にはそれほど大したことはないと認識しております。

○稲生主査 これは何か特殊なソフトかなんかで、わーっとコンピューター上でやってしまうイメージなのですか。

○板東課長補佐 いえ、これは手作業で、メールが来ました、それについては調査員が一から見て、有料か無料かというものを確認したりとか、特商法には適用除外というものがございまして、旅行業法に該当するとか電気事業法に該当するものとかは除外されていますので、そういう除外のものをはじく。あと、海外からのサーバーから来たものについては国内の権力が及びませんので除くとか、そういう作業をしております。

○稲生主査 これはまさに経験者ではなくて、そういうふうな場合分けというのを瞬時にしていかないと、いろいろと除いても何万件かはあると思いますので、これは、できるようになるのですか。

○板東課長補佐 それは、従来、難しいと思うのですが、民間事業者の創意工夫により場合分けについてマニュアルをつくっていただければ、こういう場合はこちらだよとか、除くよとかとすれば、不可能ではないのではないかと認識しております。

○稲生主査 そうなってきますと、そういった分類というのは、いわゆる消費何とかアドバイザーとかコンサルタントとかという資格を持っている方は、比較的ぱぱっと瞬時に、そういう体系図みたいなものが頭に入っていて、分けていけるような感じになるのでしょうか。

それを民間事業者のほうで、わーっとマニュアル化しまして、今、おっしゃったように、では、これでやるぞと言って研修を向こうのほうでやってもらって、4月からわーっと走っていく。これは現実問題、初めてお受けになるような業者さんができそうなのではないでしょうか。

○板東課長補佐 恐らく、従来は、作業自体は月ごとのノルマとかというのを課していたこともあるのですが、今年からは全て年間単位ということのノルマにかえましたので、いきなり4月1日からは難しいかもしれないのですが、長い目で1年間をかけて訓練していけば、1年間でノルマを満たしていただければいいのです。



○稲生主査 なるほど。そうすると、これは全く別世界の話かもしれませんが、世の中の人にとっては、ある意味では不都合にならないのかなという心配があります。つまり、この業務というのは、まさにこの受託事業者さんだけが今度はおやりになるのですか、あるいは、消費者庁さんのほうで一部はまだ業務を御自分でやることになるのですか。

○板東課長補佐 この事業は連動しておりまして、委託先で調査した結果を消費者庁のほうで吟味をして、事業者に対する開示。

○稲生主査 そういうところに出しますね。ところが、彼らがしっかりやらないと。

○岸本課長補佐 こういったスキームとは別途、特商法上、申出制度とかいうのがありまして、要は、どこどここのサイトについては特商法上違反の疑いがあるので、消費者庁はちゃんと調べなさいよ的なことを一般消費者が言えるのです。ですので、そういった端緒に基づいて、我々がそれを受けて、こういった委託先に頼むのではなくて、みずから調査してやるということも当然ありますので、その執行の空白期間というものができるわけではないと理解しています。

○稲生主査 ということですね。わかりました。

それから、次の議論ですね。例の加点項目の話ですね。

52ページで、要は、資格要件というものを形式的には要求しないで、加点項目で反映させていくというようなやり方になったということで、ソフトになっている点は参入障壁が下がったのかなと感じております。では、その点数としては、満点として、加点項目160点のうち35点になろうかと思うのですけれども、これがどうなのかという今度は評価なのですけれども、要は全体の加点項目の4分の1になるわけですね。

加重とは何ですか。加点は加点ですね。

○板東課長補佐 5点満点で3倍したりとかということではないのですか。

○稲生主査 そうか。そうすると、加点として15点とあるのですが、これを3倍していくわけですか。

○板東課長補佐 いえ、もともと5点満点が1倍でして、それ掛ける3というのが15点になります。

○稲生主査 失礼しました。わかりました。

そうすると、消費者保護に関する実務経験が2年以上、80点以上だと実質15点ついてしまうということになるわけですね。

例えば、消費者保護に関する実務経験というのは、調査員としての実務経験ですか。

○岸本課長補佐 例えば、消センとかそういったところで相談員として仕事をしている人とか、役所とか地方公共団体でもいいのですけれども、そういった消費者保護関係の部署で仕事をしてきたとか、そういったことも含まれてきます。

○稲生主査 そうですか。

○板東課長補佐 ほかに弁護士事務所とかでも法律事務の補助者とかいますので、

そういう者も幅広く採ろうかなと思っております。

○稲生主査 かなり専門ですね。パラリーガルみたいな人は。

実務経験2年以上というのは、この業務は2年たたないと厳しいと考えるおられるということなのですか。1年とか半年とか、そういうものではないわけですか。こういうのってなかなか難しいのですかね。

つまり、どれだけ習熟にかかるのかなと素人目には見えてしまうのですけれども、2年って結構長いなという感じがするのですけれどもね。

○板東課長補佐 実は私もこの課に来て2年ほどたっているのですけれども、この法律を理解するのは結構難しいです。

○稲生主査 ただ、アドバイザーの資格を持っていれば、先ほどの話では、比較的分類していったら一つと仕分けしていったというのはできるというようなお話ではなかったかと思うのですけれども、でも実際には優秀な補佐であっても2年かかっても厳しいわけですか。

○板東課長補佐 そうですね。細かなところは結構難しくて、いろんな人に聞いたりとかしてできるということもあります。

○中村政策企画専門官 そこは消費者庁で判断する時点の話で、最初にその調査をするところは、例えば、先ほど御説明しました特商法のどういうところの表示の義務があるかといった基本的な法的な知識、あるいは適用除外がどういうところになるかといったところで、ふるいにかけるという業務をするということですので、もちろん、アドバイザーの資格、相談員の資格を持っている方々は、資格を取得される際に特商法の勉強をされて試験を合格しているので、基礎的な知識を有しているという資格ということなのですね。

○山下課長 参考になるかどうかかわからないのですけれども、先ほど適用除外という話が出ましたけれども、この法律は50以上の法令を適用除外にしていまして、かつ、法律が丸々適用除外だったらまだ楽なのですが、例えば、電気事業法も適用除外になっているのですけれども、全部ではなくて一部のみの適用除外となっていまして、ある電気通信役務は適用除外ではないけれども、あるものは適用対象だというような、結構、面倒くさいような中身になっていまして、例えば、インターネット接続サービスは適用除外なのでも、メールアドレスを取得代行するようなサービスというものもあるのですけれども、これは適用対象であるとか、ちょっと入り組んでいるものですから、参考にならないかもしれませんが、私自身は夏に来たばかりなのでも、ちょっとまだかなり難しい。条文をそもそも読むのも大変な、悪法なのかもしれないのですけれども、そういうようなのは確かに実態としてあると思います。

○稲生主査 確かにいろんな所管があって大変だなというふうには思っておりまして、我々としては、皆さん御苦労されているように、要は参入障壁をできるだけ下げて多様な方に応募していただきたいということと、一方で、本来果たすべき義務はきつ

ちり果たして、要するに、質は下がってはまずいと思っていて、どこに一致点があるのかなということをごさいますて、その部分については、恐らく我々、共通認識を持てるとは思うのですね。

○山下課長 今回、一気に3年になりますので、我々もヘジテートしているところはあって、そこそこ緩和したつもりなのですが、本当にこれ以上やって大丈夫かというクオリティーのところは、正直に言いますて、若干、確信が持てないのです。

○稲生主査 そうなのですよ。だからそう考えるとちょっと不安なのは、本当に民間が参入できるかなと。2年かかっても非常に複雑な適用除外とかこういうのを即座に判断をぱぱっとしていかななくてはいけないことであつたりとか、件数も多いわけですね。

ただ、何となくお伺いすればするほど、ちょっと逆に細分化してやったほうがいいのかとか。つまり、業務自体は分けずに、件数をもう少し減らしたような発注の仕方ですか。あるいは、先ほども言ったような横割りの業務自体を分ける、でも、そうすると非効率になるという話もありましてね。

だから、本当にこれで入札にかけて大丈夫かなという懸念はいずれにしても残るのですよ。

おたく様も恐らく不安に思っておられると思うのですけれどもね。我々、専門ではないものですから、どの業務が分けられそうかというようなそんな話とはとてもできないのですけれどもね。

ほかにどうでしょうか。

○古笛専門委員 なかなかやはりぴんとこないというのが正直なところなので、お伺いすると、やはり難しいのかなというのはすごく思っています。

だから、先ほど2つの事業を分けるとか、あるいは、件数をそれぞれ半分にして2社に入ってもらうとか、それがいいのかどうかというのもちょっとわからなくて。でも、いずれにしてもふるいにかけるという作業を、できるだけふるいにかけるようにというふうに、十分な指導、監督してあげて、幾らでもフォローするから早く入札に応募してくださいというような形で、たくさん入札してもらうように、というふうには思うのですけれども、では、それを具体的にどうと言われると、なかなかこの素人では難しいのですが。

○稲生主査 そういう意味では、聞いたとは思いますが、今回、スケジュール的にはどういうスケジュールになっているのですか。

10ページで見ると、契約が4月1日で事業開始が4月1日か。それで、引き継ぎが開札をした後、ぼちぼち始めていくということですね。

専門的業務、今まで我々もいろいろと議論させていただいたときに、研修をしていただくとか、契約の前に、あるいは契約した後でも結構です。要するに事業として走り出す前にですね。登記業務なんかはそういうことをやっていただいているのですよ。

それとか、そのマニュアルを、もちろん業者がつくれればいいのですけれども、もしつくれなかった場合に、そのポイントだけでも書いていただいて、仕分けの仕方の効率的な方法であるとか、それを今、委託している業者さんにやっていただくのは、契約にそんなのないよと言われてしまうかもしれないのですけれども、何かそういう御工夫ですね、基礎的なマニュアルみたいなものを御提供いただくとか、そういったような形で少しでも立ち上がりの負担を軽減するような仕組みの導入というのは、いかがでしょうか。

○山下課長 研修というのは、消費者庁が落札者に対して行うということですね。

○稲生主査 そうですね。願わくは、今、実際に事業をやっているところが最後の引き継ぎのときにやっていただければいいのですが、ただ、恐らく契約条件に入っていないので、彼らからしたら、いや、それは受けていないとなってしまうと思うのですよ。ですから、そうすると、消費者庁さんのほうで、例えば引き継ぎの期間、今、3月下旬になっていきますけれども、極端に言ったら2月の下旬以降1カ月ぐらいかけて、週に1回とか2回とか、大まかにそういった仕分けの仕方を御教授いただくとか、こういったフェーズはどうでしょうか。

○板東課長補佐 日程的なことを申し上げますと、4月1日から事業開始する予定なのですけれども、開札が2月下旬になってしまいますと、そこから警察庁の照会という手続が20日間ほど入りまして、それまでは、そういう研修作業とかは。

○稲生主査 できないですか。

○板東課長補佐 はい。

なるべく、もし別の会社が落札するときは、現行の委託業者さんにある程度は引き継ぎをお願いベースでしようかなとは思っていますし、もし本当に別の会社になった場合は、一部はヒアリング等も事前にどうですかと声をかけた会社とかもございまして、そうするとその中で内々に、今いるのは全員非常勤さんですので、経験者を雇い入れるとかすればスムーズに行くのではないかなとは思っております。

○稲生主査 もちろんそうなのですけれども、やはり新規でこういう事業を立ち上げようと思うと、経験者がどこにいるかとかいうのはなかなか容易に知り得なくてですね。

○岸本課長補佐 研修という意味においては、例えば1年間で何件あるというような話があったと思うのですけれども、それは要は、月ごとに決められるというわけではなくてトータルでやればいいという意味においては、ある意味、走り始めた中で、それと合わせる形で我々が何らかの研修的なものやることは可能なかなというふうには考えています。

まさに、4月に何千件やってくれ、5月に何千件やってくれ、それで何千件だという世界ではなくてトータルで何万件なので、要は、初めのほうは一緒に伴走するような形で始めていって、あとはある意味、ひとり立ちしてもらおうといった形でやること

は可能かなと考えています。

○稲生主査 わかりました。そうすると、そこを書き込むかどうかについては、事務局さんと調整いただいでよろしいでしょうか。

○岸本課長補佐 わかりました。もちろん、今、やっている事業者に研修をお願いするとか、それとは別ですね。我々がやっても。

○稲生主査 もちろんそうです。受けている方々からすれば過重な負担で契約外になるので、それは強制できないと思いますので。もちろん、やっていただけるのであればいいのですけれども、普通は嫌がりますね。うちはもう縁が切れるのだからということになりますので、それは普通お願いしにくいと思いますので。

○岸本課長補佐 その辺はちょっと事務局さんと調整させていただいて。

○稲生主査 あと、今、行っている方たちのマニュアルみたいなものというのは、あくまでも受け取られる方たちが御自分たちで自前で持つておられる感じですか。あるいは、消費者庁さんのほうでマニュアルみたいなものがあって、それを渡して、やっていただいているとか何かそういうのがあるのですか。

○板東課長補佐 いや、それはこちらの提出基準とかいうものはあるのですけれども、細かな作業は今の委託先が独自でつくったものでして、それはもらってはおりません。

○稲生主査 そうですね。そこだけはやはり残ってしまって、ノウハウがないところが参入できるかということ、ちょっと厳しいけれどもね。そこは仕方ないのかな。

その点については、これから、パブリックコメントの機会がありますので、ぜひ意見をいろいろ聞いていただいで、何とか競争条件を整うようになるというかなと思っております。

よろしいでしょうか。

○古笛専門委員 ええ、結構です。

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、電子商取引モニタリング事業の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局さんから何か確認すべき事項、ございますでしょうか。

○事務局 先ほどの研修マニュアル等については、また後日、御相談させていただいて、先生方のほうに御連絡させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○稲生主査 わかりました。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思っておりますので、消費者庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き、御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、委員の皆様の結果を送付させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。